# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 重点項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和5年1月19日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(	

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳事務	
②事務の内容	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳ネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成。(②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (⑨個人番号カード等を用いた本人確認 (⑩サービス検索・電子申請機能による転出届の受領 (⑪マイナポータルのお知らせ機能を使用した届出人に対する通知 なお、⑤の住民票の写し等の交付にはコンビニエンスストアのマルチコピー機等による交付を含む	
③対象人数 2. 特定個人情報ファイル・	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	1.住民記録システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム 3.中間サーバー 4.団体内統合宛名システム 5.宛名管理システム 6コンビニ証明交付システム	
②システムの機能	1. 住民基本台帳の管理 住民基本台帳に個人を単位として住民情報(住民票)を記録・管理し、該当する住民に関する住民情報を検索する。 2. 住民基本台帳の異動管理 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は修正をする。 3. 住基ネットと住民基本台帳の連携 機構、都道府県、市町村と住基ネットを介して既存住基システムの4情報(氏名・住所・生年月日・性別)の変更または新規作成が発生した場合に市町村CSと連携する。 4. 住民票等の発行 住民票の写し(世帯票・個人票)、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票を発行する。 5. 宛名管理システムと住民基本台帳との連携 既存住基システムにおいて住民票の記載事項に変更または新規作成が発生した場合に、当該情報を元に宛名管理システムの本人確認情報を更新する。	
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ○ ] 庁内連携システム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム [ ○ ] 税務システム [ ○ ] 税務システム	

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
<ul><li>③他のシステムとの接続</li><li>3. 特定個人情報ファイル:</li></ul>	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ O]その他 (申請管理システム )	
	② 本人確認情報ファイル ③ 送付先情報ファイル ④住民記録情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) ・第18条(個人番号カードの可用等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第5条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢>	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 別表第二おける情報照会の根拠 : なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	
6. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	市民経済部市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
7. 他の評価実施機関		

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
住民記録システムファイル		
2. 基本	青報	
①ファイル	√の種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		・区域内の住民(住基法5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録された者で、転出等の事由により住民票が消除された者(以下、「消除者」)を含む
	その必要性	住民の住所、世帯等の住民情報を記録し、住民の居住関係の公証及び各種行政サービスの基礎となることから、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録され	れる項目	<選択肢>   1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満   3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※ その妥当性	・識別情報
⑤ 保有開始		③で対象となる者や届出をする権利のある者が住民登録の届出をした日 ホ 民課
⑥事務担:		市民課 
3. 特定	固人情報の入手・化	
①入手元 ※		[ ○ ] 本人又は本人の代理人     [ ○ ] 評価実施機関内の他部署 ( こども総務課、介護保険課、保険年金課 )     [ ○ ] 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 )     [ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 )     [ ○ ] 民間事業者 ( )     [ ○ ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )

②入手方法			[ <b>〇</b> ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
			[ ]電子メール [ ]専用線 [ 🔾 ]庁内連携システム
			[ ]情報提供ネットワークシステム
			[ ]その他( )
③使用目的 ※			転入・転居等に伴う住民異動届の受付、出生届、死亡届等に伴う戸籍の受付、住基ネットを介しての機構・他市町村からの提供の都度入手する。
		使用部署	市民課・渋谷分室・中央林間分室・大和連絡所・桜ケ丘連絡所
④使用の主体 使用者数		使用者数	<選択肢>
			・転入、転出等の住民異動の届出もしくは職権等により、住民票の記載事項の変更または新規作成を行
⑤使用方法			う。 ・他市町村から転入届に基づき、住民情報を他市町村へ通知する。 ・他市町村への転出届に基づき転出証明書を交付する。 ・住民等からの申請に基づき、住民票の写しの交付を行う ・住民票関係情報の変更があった場合に、都道府県知事に住基ネットを介して通知する。 ・転入届の特例による場合に転入地市町村からの通知に基づき、転出証明書情報を通知する。
			・住民異動届の受付の際に入手する場合は、通知カード、個人番号カード及び本人確認書類等で突合を
	情報の	の突合	する。 ・機構で生成された個人番号を取得した場合は、個人番号の生成を要求した住民票コードで突合する。
6使月	用開始日		平成27年9月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
	委託の有無 ※		
	の有無 ※		[       委託する       ]       <         3       ) 件       (       3       ) 件       (       3       ) 件       (       (       3       ) (       (       (       (       )       (       (       )       (       (       )       )       ( <t< th=""></t<>
委託の	の有無 <u>※</u> <b>事項1</b>		し 女礼 9 る 」 1) 委託する 2) 委託しない
委託( <b>委託</b>			1)委託する 2)委託しない ( 3)件 住民記録システムの運用保守委託 住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)
委託( <b>委託</b> ①委託	<b>事項1</b> 託内容	る取扱者数	1)委託する 2)委託しない ( 3)件 住民記録システムの運用保守委託 住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処
委託 (1)委託 (2)委託	<b>事項1</b> 託内容		1) 委託する 2) 委託しない ( 3) 件 住民記録システムの運用保守委託 住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務) (選択肢> [ 10人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満
委託 ①委託 ②委託 ③委託	事項1 托内容 托先におけ 托先名		1) 委託する 2) 委託しない ( 3) 件 住民記録システムの運用保守委託 住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)    (選択肢>
委託 (1)委託 (2)委託	事項1 托内容 托先におけ 托先名	る取扱者数	1) 委託する 2) 委託しない ( 3) 件 住民記録システムの運用保守委託 住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)    (選択肢 >
委託 ①委託 ②委託 ③委託	事項1 托内容 托先におけ 托先名	る取扱者数 ※ の 介無 ※ の かい おお かい かい おお かい かい おお かい かい おお かい	1) 委託する 2) 委託しない ( 3) 件 住民記録システムの運用保守委託 住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)    (選択肢 >
委託 ① 委託 ② ② 委託 — 再委託	<b>事項1</b> 氏内容 氏先におけ 氏先名 ④再委託 ⑤再委託	る取扱者数 の有無 ※ の許諾方法	1) 委託する 2) 委託しない ( 3) 件 住民記録システムの運用保守委託 住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)    (選択肢 >
委託 ① ② 委託 ② 委託 <b>委託</b>	<b>事項1</b> 任内容 任先におけ 任先名 ④再委託 ⑤再委託	る取扱者数 の有無 ※ の許諾方法	( 3) 件  住民記録システムの運用保守委託  住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)      ( 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社RKKCS      ( 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない      ( 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない  住民基本台帳ネットワークシステム運用委託管理
委託 ① ② 委	事項1 近内容 近先におけ 近先名 ④再委託 ⑤再委託 事項2~5	る取扱者数 の有無 ※ の許諾方法	( 3)件  住民記録システムの運用保守委託  住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)  「10人未満 1 10人未満 2 10人以上50人未満 4 100人以上500人未満 5 500人以上1,000人未満 6 1,000人以上 株式会社RKKCS  「再委託しない 1 再委託しない 1 1 再委託する 2 再委託しない  住民基本台帳ネットワークシステム運用委託管理  住民基本台帳ネットワークシステムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認および復旧業務)
<b>委託</b> ② <b>委託 委託 委託 委託 委託</b>	事項1 近大内容 近大大名 (4) 再委託 (6) 再委託 事項2~5 事項2~5	る取扱者数 の有無 ※ の許諾方法	( 3)件  住民記録システムの運用保守委託  住民記録システムに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)  (選択肢) ( 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 株式会社RKKCS  (選択肢) ( 選択肢) ( 選択肢) ( 1) 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない

再	④再委託の有無 ※	<選択版> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項3		窓口業務委託			
①委	託内容	住民票の写し等の交付請求の受付・作成・引き渡し(郵送請求含む)			
②委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>50人以上100人未満</li><li>1) 10人未満</li><li>3) 50人以上100人未満</li><li>4) 100人以上500人未満</li><li>5) 500人以上1,000人未満</li><li>6) 1,000人以上</li></ul>			
③委i	託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項4				
①委	託内容				
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委	託先名				
再	④再委託の有無 ※	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)再委託する 2)再委託しない</li></ul>			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項5				
①委	託内容				
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委	託先名				
再	④再委託の有無 ※	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)再委託する 2)再委託しない</li></ul>			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項6~10					
委託事項11~15					
委託	事項16~20				
5. 朱	<b>詩定個人情報の提供・</b>	移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・	・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 100 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 828 ) 件 [ ] 行っていない			
提供	<del></del> 先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1第2欄「提供先」参照			

①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2各項(別紙1第1欄「別表第2項番」参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1第3欄「提供先における用途」参照)	
③提供する情報	住民基本台帳法第七条第四号に規程する事項(住民票関係情報)	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )	
⑦時期·頻度	提供を求められた都度	
提供先2~5		
提供先2	教育委員会 教育部 学校教育課	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 38項	
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(住民票関係情報)	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li> <li>[ ]フラッシュメモリ</li> <li>[ ]紙</li> <li>[ ○]その他 (市民課端末の閲覧</li> </ul>	
⑦時期·頻度	提供を求められた都度	
提供先3		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		

	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	
提供先4	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満  [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少徒供力法</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	
提供先5	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	0/ 1,000/3/1/2
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	こども部 すくすく子育で課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 8項
②移転先における用途	障害児通所支援事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報

④移転する情報の対象となる 本人の数	く選択収入 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 1万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	提供を求められた都度
移転先2~5	
移転先2	健康福祉部 医療健診課 新型コロナウイルスワクチン接種担当
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 10項
②移転先における用途	予防接種事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	提供を求められた都度
移転先3	健康福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 11項
②移転先における用途	身体障害者手帳事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満  [ 1万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満
	1)1万人未満 [ 1万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	1)1万人未満 [ 1万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	1) 1万人未満       1) 1万人未満         2) 1万人以上10万人未満         3) 10万人以上1,000万人未満         4) 100万人以上1,000万人未満         5) 1,000万人以上         [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙
本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥移転方法	1) 1万人未満       1) 1万人未満         2) 1万人以上100万人未満         3) 10万人以上1,000万人未満         4) 100万人以上1,000万人未満         5) 1,000万人以上         [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
本人の数  ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲  ⑥移転方法  ⑦時期・頻度	1) 1万人未満       1) 1万人未満         2) 1万人以上100万人未満         3) 10万人以上1,000万人未満         4) 100万人以上1,000万人未満         5) 1,000万人以上         [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )         提供を求められた都度

③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 ] その他 ( )
⑦時期·頻度	提供を求められた都度
移転先5	健康福祉部 生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 14項
②移転先における用途	生活保護事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	提供を求められた都度
移転先6~10	
移転先6	総務部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	個人住民税事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	提供を求められた都度
移転先7	総務部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項

②移転先における用途	軽自動車税事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	
移転先8	総務部 資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	固定資産税事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O] 庁内連携システム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	提供を求められた都度
移転先9	総務部 収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	収滞納管理事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

移転先10	市民経済部保険年金課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 30項、31項および59項					
②移転先における用途	国民健康保険事務および国民年金事務					
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲						
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 ] その他 ( )					
⑦時期·頻度	提供を求められた都度					
移転先11~15						
移転先11	健康福祉部 介護保険課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 68項					
②移転先における用途	介護保険事務					
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様					
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )					
⑦時期·頻度	提供を求められた都度					
移転先12	こども部 こども総務課					
①法令上の根拠	本号法第9条第1項別表第1 37項、49項および56項					
②移転先における用途	児童扶養手当事務・母子保健事務・児童手当事務					
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様					
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )					

⑦時期·頻度	提供を求められた都度
移転先13	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	
移転先14	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	
移転先15	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	」 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙

⑦時期・頻度

### 移転先16~20

## 6. 特定個人情報の保管・消去

<大和市における措置> ①セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設

置したサーバー内に保管 ②サーバーへのアクセスは複数の認証が必要。

保管場所 ※

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー

バー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ

もデータベース上に保存される

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民記録システムファイル

【住基異動情報】 • 宛名番号 住民票コード 世帯番号 • 準世帯区分 •最大住所連番 •現存区分 - 人格区分 •世帯主区分 支所コード 地区コード 行政区コード 班コード ・小学校区コード 中学校区コード 投票区コード ・算定団体コード

• 続柄区分 •続柄名 • 実続柄名 •生年月日

•異動届出区分

• 住定日

•住定事由

•住定届出日

•現住所連番

•前住所連番

• 自治コード

・氏名かな

•氏名漢字

•郵便番号

•町名

•番地

•郵便番号BC

•住定届出区分

•転入前住所連番

·転入未届地連番

•和暦生年月日 •表示用生年月日 • 性別 •記載順位 - 異動日 •異動事由 •異動届出日

•転出予定届出日 •転出予定届出区分 •転出予定地連番 •転出確定日 •転出確定通知日 •転出確定届出区分 •転出確定地連番 ・住民となる日 ・住民となる事由 ・住民となる届出日 ・住民となる届出区分

・住民でなくなる日

•死亡日不詳区分

氏名かな

•氏名漢字

・住民でなくなる事由

・住民でなくなる届出日

・住民でなくなる届出区分

•本籍地連番

•転出予定日

・世帯主氏名かな •世帯主氏名漢字 •備考 •改製連番 ・改製日 ・旧氏名かな •旧氏名漢字

本名かな

•本名漢字

·広域個人番号 •番号制度個人番号

### 【宛名履歴情報】

・続柄コード1

続柄コード2

・続柄コード3

続柄コード4

•宛名番号 履歴連番 ・適用日 登録業務 - 世帯番号 ·現存区分 • 準世帯区分 ·人格区分 国籍コード ・支所コード 地区コード

·方書 •代表者肩書 •代表者氏名 •電話番号 行政区コード ·電話区分 •FAX 班コード ・小学校区コード ・メールアドレス ・中学校区コード •郵便返却区分 投票区コード •登録事由 ・算定団体コード 住民票コード •生年月日 続柄コード1 続柄コード2 •和曆生年月日 ·表示用生年月日 続柄コード3 続柄コード4 •性別 市町村コード •続柄区分 大字コード •続柄名 • 本番 • 実続柄名 •枝番1 記載順位 ·枝番2 •異動日

•異動事由 •異動届出日 •異動届出区分 •住定日 •住定事由 •住定届出日 •住定届出区分 •現住所連番 •前住所連番 •転入前住所連番 •転入未届地連番 •本籍地連番 ·転出予定日 •転出予定届出日 •転出予定届出区分 •転出予定地連番 •転出確定日 •転出確定通知日 •転出確定届出区分 •転出確定地連番 ・住民となる日 ・住民となる事由 ・住民となる届出日 ・住民となる届出区分 ・住民でなくなる日 ・住民でなくなる事由

・住民でなくなる届出日 ・住民でなくなる届出区分 •死亡日不詳区分 本名かな •本名漢字 ・世帯主氏名かな ·世帯主氏名漢字 備考 •改製日 •改製連番 ・旧氏名かな •旧氏名漢字 •番号制度個人番号

•番号制度法人番号

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民記録システムファイル

## 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の リスクに対する措置の内容 際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(運転免許証・個人番号カード等)の 確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

<選択肢> 特に力を入れている リスクへの対策は十分か

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シス テムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村 CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソウフトウェア以外作 動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できない よう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択版プ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない 具体的な管理方法 生体認証による操作者認証を行う その他の措置の内容 <選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている 特に力を入れている Γ 1 リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・大量データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特	<b>非定個人情報ファイルの</b>	の取扱し	いの委託			[	] 委託しない
リスク	: 委託先における不正な	な使用等	<b>・</b> のリスク				
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	めていない
	規定の内容	・特定個 ・特情報報 ・情報報有人 ・必要に	間の過ぎた特定個人	提定 管理に責任 要請があっ 情報及びそ 四半期に一	ったときに情報の返還または消 ・のバックアップを完全に消去す 度チェックを行った上でその報	る	
	も 毛先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	)2)十 4)再	·分に行っている 「委託していない
	具体的な方法	再委託	を行うことを認めていた	いため、担	保していない。		
その他	也の措置の内容	-					
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託	Eにおけるその他のリス	スク及びその	リスクに対する措置		
-							
	定個人情報の提供・移転が行いている。 アロス でんしゅう アイス でんしょ アイス でんしょう アイス アイス アイス でんしょう アイス でんしょう アイス でんしょう アイス でんしょう アイス アイス アイス でんしょう アイス			ウシステム	を通じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない
特定個	国人情報の提供・移転に ルール		定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	特定個.	人情報の提供・移転は	、番号法等	の法令で定められた事項のみ	を行う。	
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
特定值	固人情報の提供·移転(₹	委託や情	報提供ネットワークシス	ステムを通し	ごた提供を除く。)におけるその	他のリス	スク及びそのリスクに対す

│ 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 誤つた情報を提供・移転し(しまつリスクへの措直。

- ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
- :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情	i報提供ネットワークシ	ステム	との接続			[	] 接続しない(入手)	[	] 接続しない(提供)
リスク	1: 目的外の入手が行材	bれる!	Jスク						
リスク	に対する措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	特に力を入れて	こいる	]	<選択 1)特に 3)課是	版> こ力を入れている 夏が残されている	2)	十分である
リスク	2: 不正な提供が行われ	るリス・	ク						
リスク	に対する措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	特に力を入れて	こいる	]	く選択 1)特に 3)課題	版> こ力を入れている 亙が残されている	2)	十分である
情報挑	是供ネットワークシステム	との接	続に伴うその他の	リスク及び	<b>バそのリ</b>	スクに対	対する措置		
7. 特	定個人情報の保管・氵	肖去							
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅り	է・毀損リスク			2 <b>1</b> 22 15	In+ \		
①事故 周知	女発生時手順の策定・	[	十分に行って	いる	]	<選択 1)特に 3)十分	!放> こ力を入れて行っている }に行っていない	2)	十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし ]			<選択 1)発生	l肢> Eあり	2)	発生なし
	その内容	-							
	再発防止策の内容	-							
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	特に力を入れて	こいる	]	く選択 1) 特に 3) 課題	版> こ力を入れている 亙が残されている	2)	十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報のバックアップは取得しない予定である。								

L

8. 監	査					
実施の	の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []5		[ ]外部監査		
9. 彼	<b>É業者に対する教育・</b> 原	<b>各発</b>				
従業者	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>   1)特に力を。   3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない		
	具体的な方法	特定個人情報を取り扱う職員に対しセキュリティ教育を実施し、その内容を十分に理解したことを確定でいる。また、受講記録等を作成して、教育効果の確認等を行っている				
10.	その他のリスク対策					
必要に応じて、セキュリティ研修等を行うこととしている。						

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	大和市総務部総務課 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334					
②請求方法	開示・訂正・利用停止それぞれ指定の様式により、請求する。					
③法令による特別の手続	-					
④個人情報ファイル簿への不 記載等						
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
①連絡先	大和市市民経済部市民課 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5110					
②対応方法	<ul><li>・必要に応じて、問い合わせ内容およびそれに対する対応を記録に残す。</li><li>・紛失、漏えい、盗難、誤送付等の事故が発生した場合は、「大和市保有個人情報に係る事故の対応に関する要領」に基づき対応する。</li></ul>					

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日	令和1年6月4日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)	]
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】	
①方法		
②実施日·期間		
③主な意見の内容		
3. 第三者点検【任意】		
①実施日		
②方法		
③結果		

# (別添2)変更箇所

変更日	) 変更固	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報を使用する。	削除	事後	
平成28年6月24日	I 基本情報 7. 評価実施機 関における担当部署②所属長	市民課長中田明	市民課長 二見 康之	事後	
平成28年6月24日	V 開示請求、問合せ 2. 特定 個人情報ファイルを取り扱う事 務①連絡先		大和市市民経済部市民課 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260 -5110	事後	
平成28年6月24日	VI評価実施手続 3. 第三者 点検①実施日	第一回:平成26年11月11日(予定)※第二回 以降は未定	平成26年11月11日~平成27年1月9日	事後	
平成29年7月10日	I 基本情報 7. 評価実施機 関における担当部署②所属長	市民課長 二見 康之	市民課長 平山 道備	事後	
平成30年6月25日	I 基本情報 7. 評価実施機 関における担当部署②所属長	市民課長 平山 道備	市民課長 常盤 幹雄	事後	
平成30年6月25日	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署</li></ul>	中央林間連絡所	中央林間分室	事後	
令和1年8月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民課長 常盤 幹雄	市民課長	事後	
令和1年8月20日	V 評価実施手続 しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付 けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	事後	
令和3年8月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数 Ⅲ特定個人情報ファイルの概	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	
令和3年8月11日	要	株式会社セゾンパーソナルプラス	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	
令和3年9月1日	I基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移	•番号法第19条第7号	•番号法第19条第8号	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉部 健康づくり推進課	健康福祉部 医療健診課 新型コロナウイルス ワクチン接種担当	事後	
令和5年2月6日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容		⑩サービス検索・電子申請機能による転出届の 受領 ⑪マイナポータルのお知らせ機能を使用した届 出人に対する通知	事前	
令和5年2月6日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2		サービス検索・電子申請機能	事前	
		<u> </u>	l .		I